

第 68 号議案

愛南町税条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 6 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

平城貝塚が国史跡として指定されたことに伴い、固定資産税の課税免除に関する規定を追加するため。

愛南町税条例の一部を改正する条例
愛南町税条例(平成 16 年愛南町条例第 57 号)の一部を次のように改正する。
第 60 条の次に次の 1 条を加える。

(固定資産税の課税免除)

第 60 条の 2 次に掲げる固定資産(地方交付税法施行令(昭和 33 年政令第 117 号)第 1 条各号に掲げるものの用に供しているものを除く。)に対しては、固定資産税を課さない。

(1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定され、又は同条第 2 項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物に指定された土地

(2) 文化財保護法第 110 条第 1 項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に仮指定された土地若しくは家屋又は当該家屋の敷地

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号、第 2 号及び第 4 号に、家屋については第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を記載した申請書にその適用を受けようとする事由を証明する書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 所有者又は納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 土地の所在、地番、地目、地積及びその用途

(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及びその用途

(4) 課税免除の適用を受けようとする事由及び当該事由の発生した年月日

3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、課税免除の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

4 前項の規定により課税免除の決定を受けた者は、第 2 項の規定による申請の内容に変更があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

愛南町税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第60条 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第60条 略</p> <p><u>(固定資産税の課税免除)</u></p> <p><u>第60条の2 次に掲げる固定資産(地方交付税法施行令(昭和33年政令第117号)第1条各号に掲げるものの用に供しているものを除く。)</u> <u>に対しては、固定資産税を課さない。</u></p> <p><u>(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定され、又は同条第2項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物に指定された土地</u></p> <p><u>(2) 文化財保護法第110条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に仮指定された土地若しくは家屋又は当該家屋の敷地</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号、第2号及び第4号に、家屋については第1号、第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申請書にその適用を受けようとする事由を証明する書類を添付し、町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 所有者又は納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p><u>(2) 土地の所在、地番、地目、地積及びその用途</u></p> <p><u>(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及びその用途</u></p> <p><u>(4) 課税免除の適用を受けようとする事由及び当該事由の発生した年月日</u></p> <p><u>3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、課税免除の可否を決定し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定により課税免除の決定を受けた者は、第2項の規定による申請の内容に変更があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。</u></p> <p>以下 略</p>